

この事業は内閣府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用予定です。

★★★物価高騰対策生活支援事業★★★

燃料・食料品等の物価高騰対策として、村民の皆様の生活を応援するため、片品村地域通貨『おぜだっпей』にて**全村民のカードへ20,000dp(円分)付与**します!!

●付与予定日：令和8年10月1日(木)
⇒上記日程で付与させていただく予定ですのでこの日以降に村民カードをご確認いただければと思います。

●付与基準日：令和8年9月1日(火)
⇒上記基準日に片品村内に住所のある方

●付与条件
⇒地域通貨おぜだっпейカード(村民専用カード)をお持ちの方

裏面にQ&Aを掲載しておりますので、必ずご覧下さい。

片品村役場総務課 庶務係
TEL:0278-58-2111
FAX:0278-58-2110

物価高騰対策生活支援事業Q&A

Q1、どのような目的の事業ですか？

A1、現在燃料・ガス・食料品を中心に激しい物価高騰の影響により、皆様の生活を圧迫している状況が続いております。そのような中で少しでも**村民の皆様の生活を支援させていただくことが最大の目的**です。さらには『おぜだっペイ』のポイントで付与させていただくことにより、同時に村内経済の活性化を図ることも目的とします。

Q2、20,000dp付与してもらうのに何か手続きは必要ですか？

A2、**何も手続きは必要ありません。自動付与されます。**

Q3、20,000dpはどこに入りますか？

A3、村民の方のみ持っている『**村民限定カード**』に**ポイント付与**されます。
※アプリには付与できませんのでご了承ください。

Q4、いつ頃付与されますか？

A4、**令和8年10月1日(木)を付与予定**としておりますが、システム等の都合により多少遅れる可能性もありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。※予定日翌日以降に村民カードをご確認ください。

Q5、20,000dpの使用期限はいつまでですか？

A5、この事業はあくまでも「物価高騰に伴う緊急的対策の一環」であり、国の交付金を活用させていただく予定であるため、**使用期限を令和9年2月28日(日)まで**とさせていただきます。

Q6、基準日以降に子どもが生まれた場合、または転入した場合は付与対象ですか？また基準日以降に亡くなった方の取り扱いは？

A6、**令和8年9月1日(火)が基準日**ですので、**その日以降に生まれた場合も転入された場合も付与対象外**です。また**基準日から付与予定日までに亡くなられた場合も、付与の対象外**とさせていただきます。

Q7、使用期限までに使い切らなかった場合はどうなりますか？

A7、付与されたポイントは失効してしまいます。**必ず令和9年2月28日(日)までに**使い切ってくださいようお願いいたします。

※その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。